

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成 30 年 3 月 30 日	実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 4 月 24 日	実施機関から弁明書を受理
平成 30 年 4 月 25 日	異議申立人から反論書を受理
平成 30 年 6 月 6 日	審査会 ・異議申立人による口頭意見陳述及び質疑 ・実施機関からの口頭説明書及び質疑 ・論点の整理(答申の検討)